

名誉会員・永年会員に関する細則

会則第 4 条の「名誉会員の基準」と「永年会員の資格」および、承認手続き、待遇、責務を定める。

1. 名誉会員の基準

以下のいずれかの基準を満たす者とする。

- (1)本学会の会長または代表幹事の役職を担った 65 歳以上の会員で、常勤職がなく、名誉会員の推薦を受諾した者。
- (2)本学会の会員とすることに極めて大きな意義があると幹事会が判断し、名誉会員の推薦を受諾した者（以下、特別名誉会員）。

2. 永年会員の資格

以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1)65 歳以上で、常勤職がない。
- (2)10 年以上の正会員歴がある。
- (3)本学会誌に少なくとも 1 編の論文・報告・寄稿・解説などが掲載されたか、本会研究討論会で発表したことがある。または、役員の経験がある。
- (4)本細則 4 に示す待遇と責務を了解している。
- (5)会員種別変更までの会費を完納している。

3. 会員資格変更手順

- (1)名誉会員については、対象者を幹事会が推薦して総会で承認を得、本人の意志を確認して授与する。承認の翌年度以降、対象者の会員資格を改める。
- (2)授与後、名誉会員の氏名を学会誌最新号および HP に公表する。
- (3)永年会員については、本人の申し出により、本細則 2 の会員資格条件を満たしていることを幹事会が確認した場合、あるいは、退会希望時に永年会員資格があると判断され、本人が永年会員になることを希望した場合に認める。学会誌、HP などでの公表はしないが、会員名簿には永年会員であることを記載する。
- (4)永年会員については、本人が希望し、会費納入を再開すれば、正会員に戻す。ただし、正会員変更後 3 年間は、再び永年会員になることはできない。手続きは会則第 5 条 (2) による。
- (5)名誉会員と特別名誉会員は、会則 5 条(3)の退会および(4)の除名以外、会員種別は不変とする。

4. 待遇

- (1)特別名誉会員は、会費およびすべての参加費を免除する。
- (2)名誉会員は会費と研究討論会参加費を免除する。
- (3)永年会員は会費を免除する。
- (4)名誉会員と永年会員の研究討論会時懇親会参加費は正会員扱いとする。
- (5)名誉会員、特別名誉会員、永年会員には学会誌を送付しない。
- (6)名誉会員、特別名誉会員、永年会員は総会での議決権を有せず、役員にもならない。
- (7)名誉会員と特別名誉会員は、単名あるいは筆頭者として学会誌への投稿や研究討論会における発表を行うことができる。
- (8)永年会員が、単名あるいは筆頭者として学会誌への投稿や研究討論会における発表を行う場合は、本細則 3(4)に従う。
- (9)本会所属であることを対外的に表明する機会において、名誉会員は「専門日本語教育学会名誉会員」、永年会員は「専門日本語教育学会会員」と称することができる。
- (10)名誉会員と永年会員に、本会の事業や査読などへの協力を要請することがある。

付則

1. 本細則は、平成 27 年 3 月 7 日より施行する。
2. 本細則の改廃は、幹事会の議を経、総会の承認を得て行う。